

前橋市告示第 393 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、前橋農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定により当該変更後の前橋農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 7 日

前橋市長 小 川



記

1 農用地利用計画の縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日以後。ただし、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第 14 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く執務時間内とする。

2 前橋農業振興地域整備計画書（変更後）の縦覧場所

前橋市役所農政部農政課及び市ホームページ